

男女共同参画基本計画に関する施策の評価等について

(分野名) 2 男女共同参画の視点に立った社会制度・慣行の見直し、意識の改革

(施策名) (3) 法律・制度の理解促進及び相談の充実

1 主な施策の取組状況及び評価

○ 男女共同参画に係る相談体制の充実に係る取組みして、次の施策を実施

- ・行政相談委員の中から、男女共同参画に係る施策についての苦情の処理に関し中心的な役割を果たす者として、「男女共同参画担当委員」を指名
→ 指名者数については、平成 15 年度以降年々増加（「3 参考データ、関連政策評価等」を参照）
- ・地方公共団体が設置する男女共同参画に関する総合的な施設において、行政相談所を開設（平成 15 年度～）

○ 男女共同参画に係る法律・制度の理解促進に係る取組みとして、次の施策を実施

- ・男女共同参画担当行政相談委員を対象に、「男女共同参画担当委員研修」を開催（平成 16 年度～19 年度）
→ なお、平成 20 年度以降は、行政相談委員に対する一般の研修会を活用し、男女共同参画担当以外の行政相談委員に対しても、法律・制度の理解促進を推進
- ・内閣府が開催する「男女共同参画に関する苦情処理研修」、「男女共同参画社会づくりに向けての全国会議」への行政相談委員の積極的な参加を支援
- ・地方支分部局においても、男女共同参画担当行政相談委員と連携して研修会等を開催し、上記の研修に参加していない委員に対しても、法律・制度の理解を促進

2 今後の方向性、検討課題等

- 相談体制については、今後も引き続き、男女共同参画担当行政相談委員と連携し、相談所の開設等相談体制の充実を図る
- また、法律・制度の理解促進についても、引き続き、内閣府が主催する研修会への男女共同参画担当行政相談委員の参加を支援していくとともに、総務省の開催する各種研修会においても、委員に対し、より深い法律・制度の理解促進が図れるよう必要な措置を講ずる。

3 参考データ、関連政策評価等

○ 男女共同参画担当行政相談委員の指名者数の推移

(単位：人)

平成 15 年度	16 年度	17 年度	18 年度	19 年度	20 年度	21 年度
123	123	124	186	186	186	189

○ 相談所の開設状況

(単位：回)

平成 15 年度	16 年度	17 年度	18 年度	19 年度	20 年度
51	185	300	307	241	307

男女共同参画基本計画に関する施策の評価等について

(分野名) 2 男女共同参画の視点に立った社会制度・慣行の見直し、意識の改革

(施策名) (4) 男女共同参画にかかわる情報の収集・整備・提供

<p>1 主な施策の取組状況及び評価</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 平成 21 年 4 月より、統計法（平成 19 年法律第 53 号）に基づき、学術研究の発展や、高等教育の発展に資することを目的として以下のサービス提供を開始。 <ul style="list-style-type: none"> ・全国消費実態調査、社会生活基本調査、就業構造基本調査及び住宅・土地統計調査に係る匿名データの作成・提供 ・オーダーメイド集計（国勢調査抽出詳細集計） ○ 平成 18 年事業所・企業統計調査において、従業者数を男女別に結果を公表。（19 年度） ○ 平成 18 年社会生活基本調査において、育児・介護等に費やす時間を男女別に把握。また、平成 13 年社会生活基本調査より、育児・介護などを含む無償労働の数量化に資するため、アフターコード方式による詳細な分類による結果を公表しているが、平成 18 年社会生活基本調査では、62 分類から 85 分類に拡充。
<p>2 今後の方向性、検討課題等</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 二次的利用のニーズや運用実績を踏まえながら、匿名データの作成に係る対象調査等の範囲の拡大やオーダーメイド集計に係るサービス内容の充実について検討を進めていく。また、二次的利用のサービスにおいて、男女共同参画社会の形成に資するため、引き続き可能な限り、二次的利用のサービスの充実に努めてまいりたい。 ○ 所管の統計調査の実施において、男女共同参画社会の形成に資するため、引き続き可能な限り、統計調査の充実に努めてまいりたい。
<p>3 参考データ、関連政策評価等</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 本施策に関する政策評価は行っていない。